

「Value Investing Academy」商標取消審決取消事件 評釈（知財高裁令和7年(行ケ)第10052号・令和7年10 月21日判決）

事件の概要と本判決の結論

令和7年10月21日、知的財産高等裁判所第2部（鴻池裁判長）は、登録商標「Value Investing Academy」の不使用取消審判に関する審決取消訴訟（令和7年(行ケ)第10052号）において、特許庁審決を取り消す判決を言い渡しました^①。本件商標（登録第6203092号）は、第41類「技芸又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供…」等を指定役務とする標準文字「Value Investing Academy」であり、原告（商標権者）ウェーブリンク株式会社が要証期間内（令和2年1月6日～令和5年1月5日）に日本国内で本件商標を使用していたか否かが争点でした^{②③}。特許庁の審決は「使用の立証なし」として商標登録の取消しを認めていましたが、知財高裁は「使用の立証あり」と判断し、審決を取り消しています^①。以下、本判決の射程と実務への影響、商標法50条に基づく使用要件の判断基準、講演資料等における商標表示の評価、信義則の主張、類似事例との比較、そして商標審判・取消訴訟実務への示唆について論じます。

本判決の射程と実務への影響

本判決は、不使用取消審判における「**商標の使用**」証明の水準と証拠評価に関し、実務上重要な指針を示しました。知財高裁は、原告が開催したオンライン投資セミナーでの商標表示という一見限定的な事実をもって「使用あり」と判断しています。その具体的根拠として、令和2年6月22日に原告がオンライン講演（セミナー）を実施した際の状況が詳細に認定されました^④。判決によれば、同講演の画面上では、画面右上に講演者である原告代表者の映像と主催者企業名（原告会社名「WAVELINK」）が表示され、画面中央の講演資料に本件商標「Value Investing Academy」と商標登録番号が記載されていたことが確認されています^④。知財高裁は、この証拠から原告が当該セミナー開催という指定役務の提供場面において、本件商標を実際に表示・使用していたと認定しました。

この判断は、**使用証拠の評価基準**に関して実務へいくつかの示唆を与えます。第一に、**オンライン配信や講演資料上の商標表示も「日本国内での使用」として十分認められ得る**ことが示された点です。従来、インターネット上の使用やデジタル媒体での表示を巡っては、その国内性・使用態様が問題となることがありました。しかし本件では、オンライン講演という形態であっても、その配信先（参加者）が国内に存在し、実際に提供された役務に商標が表示されていれば足りると判断したものとと言えます。第二に、**証拠の信憑性と説得力の評価**について、知財高裁は原告提出の資料（講演スライドや受講者のサイン入り書面など）に対する被告の疑義を斟酌しつつも、全体として原告の主張事実を首肯し得ると判断しました。被告（審判請求人）は、講演資料（甲1）のレイアウトの不自然さや日付表示（「R2 6月22日」）の客観性、さらには受講者署名簿（甲2・3）の証明力に疑義を呈し、具体的内容や開催自体の不明確さを主張しました^⑤。しかし裁判所は、他の間接事実も総合し、**商標権者による使用事実の蓋然性が高い**と判断したものと解されます。これは、不使用取消審判の実務において、一回限りの使用実績であっても、**コンテキスト上合理的であれば使用事実として認定され得ること**、そして**証拠の整合的な組合せ（例えば日付入り資料＋参加者の証明）により立証可能**であることを示しています。もっとも、本件では講演資料中に商標登録番号まで付されており、商標権維持を意識した「証拠作り」の色彩もうかがわれます。実務上は、**権利維持目的が明白な形式的証拠であっても、それが実際に提供された商品・役務と結び付く限り有効な使用の立証となり得る**反面、証拠の信用性確保（例えば第三者の証明や客観的記録の残置）が望ましいでしょう。

商標使用の「識別性」・「出所表示機能」に関する判断基準

本判決は、商標法50条にいう「登録商標の使用」について、**商標の本質的機能である自他商品・役務識別機能（出所表示機能）を発揮する態様での使用であることを要する立場（いわゆる商標的使用必要説）**を明示・踏襲しました。この点、判決は「商標法上、商標の本質的機能は自他商品又は役務の識別機能にある（商標法3条参照）」とした上で、50条の「使用」とは「**当該登録商標が商品又は役務の出所を表示し、自他商品又は役務を識別するものとして取引者及び需要者に認識し得る態様**」で行われることを要すると判示しています⁶。そして本件商標について、「同日の講演の主催者を表示する態様」で使用された結果、**役務の出所表示・識別機能を需要者に認識させる形態で使用された**と認めるのが相当であると結論付けました⁶。換言すれば、本件ではオンライン講演において資料上商標をサービス提供者名（ブランド）として表示したことが、需要者に対してサービスの出所を明示する行為と評価されたのです。

この判断基準は、近年の知財高裁における商標不使用取消の判断枠組みに合致しています。典型例として、知財高裁令和4年2月9日判決（令和3年(行ケ)第10076号「知本主義」事件）では、書籍を指定商品とする「知本主義」の登録商標について、書籍の帯や宣伝文句に「知本主義」の文字列が記載されていたものの、それらは**書籍の副題やキャッチコピーとして認識されるにとどまり、出所表示機能を果たす使用とはいえない**として不使用取消審判の請求を認容した審決（不使用認定）を維持しました⁷。この事件では、「商標法50条にいう『使用』とは、自他商品識別のための機能を果たすものでなければならない」との明示的判断のもと、証拠上の標章表示が**商標的用法ではなく単なる表現上の使用にすぎない**と評価されたのです⁷。本件判決もこの路線を踏襲しており、講演資料中の表示が単なる説明的記載ではなく**サービスの名称・ブランドとして認識される態様**であった点を重視しています。

他方で、過去の裁判例には異なる立場も存在しました。例えば、知財高裁平成28年9月14日判決（平成28年(行ケ)第10086号「Le Mans」事件）では、「商標法50条所定の『使用』は、当該商標が指定商品・指定役務について**何らかの態様で使用されていれば足り、出所表示機能を果たす態様に限定されない**」と判示され⁸、商標的使用は不要であるとの見解（不要説）が示されています⁸。この不要説の立場では、商標法2条3項各号に定めるいずれかの形で商標が使用されていれば形式的には「使用」に該当し、需要者による識別可能性までは問わないことになります。しかし、その後の裁判例の蓄積を見ると、**知財高裁では必要説に沿った判断が優勢**となっており、本件判決もその流れを再確認するものと評価できます。実務上は、**単なる形式的な表示では不十分で、当該標章がブランド・商号として機能する形で使用されていることを立証する必要性が高まっている**といえます。商標権者側は、使用事実を主張立証する際に、単に商標を付したという事実だけでなく、**その表示が取引上どのように認識されるか（ブランド表示として機能しているか）**にも留意して証拠化すべきでしょう。

形式的使用と実質的使用の区別（講演資料での商標表示の評価）

本判決は、不使用取消審判における「**形式的使用**」と「**実質的使用**」の峻別についても示唆を与えています。一般に「形式的使用」とは、商標権維持のために名目上行われる使用（例：ごく少量の商品に商標を付して内部的に流通させる等）で、取引におけるブランド機能を果たしていない場合を指すのに対し、「**実質的使用**」は、通常の営業活動の中で商標が実際に使用され、ブランドとして機能している場合を指します。本件で原告が依拠した証拠（オンライン講演資料への商標表示や受講者への説明資料等）は、一見すると権利維持を意識した単発の利用にも思われます。しかし知財高裁は、それらが**実際のセミナー提供行為に付随して行われた点**、そして**参加者に対しサービスの名称（ブランド）として提示された点**を重視し、**実質的な商標使用と評価可能であると判断**しました⁶。判決文中でも、講演資料中の商標表示について「同日の講演の主催者を表示する態様」で使用されたと認定し、その結果**需要者に商標として認識され得る使用**と結論付けています⁶。

この評価に照らすと、単なる**形式的使用では不十分**であり、**取引の現場で標章が役務・商品の出所表示として機能していることが重要**であると分かります。例えば本件で原告はセミナー名称としては「VIAフォローアップ」「VIA復習会」等の略称を用いつつも、資料上で正式名称「Value Investing Academy」を明示しま

した⁴。略称「VIA」のみでは本件商標と**社会通念上同一と認められる商標（類似範囲内の商標）**とは言い難く、実際、被告も「『VIA』や『VIA復習会』は本件商標と同一でも社会通念上同一でもない」と指摘して使用の不備を主張していました⁹。しかし原告は資料上で正式名称と登録番号を掲示することで、**権利者として認識してほしい標章そのもの**を需要者の目に触れる形で提示したわけです。このように、**略称や一部のみの使用ではなく、登録商標自体を表示することは実質的使用として認められる上で有効であり、本件でも奏功しました**。なお過去の事例として、知財高裁平成19年9月21日判決（平成18年(行ケ)第10225号「LAB/SERIES」事件）では、登録商標「LAB/SERIES」の使用について、ライセンサーが実際に用いていた「LAB」の標章が登録商標と社会通念上同一と認められ、商標権者による使用と看做された例もあります¹⁰。このような**一部省略・略称の使用**に関する判断は事案により結論が異なり得ますが、いずれにせよ**需要者の認識**という観点がカギになります。本件では、「Value Investing Academy」というフルネームが実際に表示され説明も付されたことで、参加者はそれをセミナー提供主体のブランド名として認識し得たといえるでしょう。実務的には、商標権者が不使用取消リスクに備えて使用実績を作る際でも、**単なる内部資料や取引と無関係な表示ではなく、顧客や取引先の目に触れる場面で商標を使用すること、そしてできる限り登録商標そのもの又はそれと社会通念上同一の形で表示することが重要だと再確認**できます。

信義則の主張への当否と裁判所の判断手法

本件では、原告が**信義則（民法1条2項）違反**を根拠に審判請求の不当性を主張した点も注目されます。具体的には、原告と被告（審判請求人）との間でかつて本件商標に関する何らかの合意や期待（例えば商標を被告側に譲渡する予定や、セミナー運営における協力関係等）が存在したにもかかわらず、被告がその約束を反故にして原告の不使用を理由に取消審判を請求したのは信義則に反すると原告は主張しました¹¹。実際、判決書の原告主張欄でも、被告は原告のセミナー運営に深く関与する立場にありながら原告商標の不使用による取消しを求めており許されない、といった趣旨が述べられています¹¹。

しかし、本判決において**裁判所は信義則違反の成否について明示的な判断を下していません**。というのも、前述のとおり知財高裁は本件商標の使用事実を肯定し、その点だけで原告の請求（審決取消請求）を認容したため、結果として信義則の主張を判断する必要がなかったからと考えられます。裁判所としては、**使用の有無という主要争点で原告勝訴とした以上、副次的主張である信義則違反論には立ち入らなかったもの**と思われる。本件は原告に使用実績があったため良いですが、仮に使用実績がなく不使用取消の要件が充足される場合には、この信義則論が成否を分ける可能性がありました。

では、商標不使用取消審判の文脈で信義則違反・権利濫用が認められるケースはあり得るのでしょうか。一般論として、商標法50条1項は「何人も」取消審判を請求できると定め、請求人適格を広く認めています。趣旨は、不使用商標の存続が第三者の商標選択の幅を不当に狭める事態を防止するためであり、請求主体を利害関係人に限らず**広く一般に開放する公益的観点**によるものとされています¹²¹³。したがって、**原則としては請求人の動機や利害関係を問わず、不使用であれば取消し得る建前**です。信義則違反や権利濫用が問題となるのは、例外的に**特段の事情**がある場合に限られます。本件原告も、その「特段の事情」として被告との関係性を主張したものと推察されます。

近年、この点に関する重要判例として**知財高裁令和4年3月25日判決（令和3年(行ケ)第10135号、**

「BOAST」事件）があります（同判決の評釈：大江橋法律事務所・田中主税弁護士¹⁴¹⁵）。この事件では、当事者間に商標に関する和解契約が存在し、その中で一方（Y）が他方（X、商標権者）に対し当該商標権を争わない義務（不爭義務）を負っていました。それにもかかわらずYが不使用取消審判を請求したため、Xが審決取消訴訟で信義則違反・権利濫用を主張した事案です。知財高裁は、まず「当事者間で和解契約が締結され、不爭義務が合意された場合には、その合意の効力を尊重することは商標権の利用促進につながり、第三者による取消審判請求を妨げるものでもない」と指摘しました¹⁴。その上で、「**和解契約に基づいて商標権について不爭義務を負う者が、その商標登録について取消審判を請求することは信義則に反し許されない**」との一般論を示し¹⁴、具体的にYはXに対して和解契約上不爭義務を負っていたことから、本件審判請求は信義則に反し許されないと結論付けました¹⁵。このように、**明示の不爭義務契約がある場合には信義則**

違反が認められ、商標登録取消審判請求が排斥され得ることになります。実際、同事件ではXの請求を認容し、特許庁審決を取り消す判決が下されています¹⁶¹⁷。

これに対し、契約など明示の合意がなく単に利害関係者同士というだけでは、信義則違反の主張は容易には認められません。例えば、「ファッションウォーカー事件」（知財高裁平成25年2月28日判決・平成24年(行ケ)第10310号）では、商標権者との特別な関係にない中間流通業者による使用が問題となりましたが、取消審判請求自体について信義則違反・権利濫用は否定されています¹³（※同事件は主に**使用主体の間接性**に関する判断で知られ、流通業者による使用も商標権者の使用と認められると判示）。総じて、**信義則違反が成立するのは請求人が商標権者に対して特段の信義則上の義務を負う場合（契約上の不爭義務等）がある場合に限られる**といえます。本件「Value Investing Academy」事件では、被告による重要コンテンツ担当の反故や譲渡交渉の不調といった経緯が主張されましたが¹¹¹⁸、**契約上の不爭義務までは確認できない状況**です。したがって、仮に本件で原告の使用が認められなかった場合でも、信義則違反のみで取消請求を退けることは難しかった可能性があります。実務的には、**共同事業者・代理店等との間で商標利用に関する明示の合意を交わす際には、不使用取消や無効主張をしない旨の条項を盛り込んでおく**ことで、万一相手方が取消審判を請求してきた場合の防御策となり得ます。しかし、そのような特約がない限り、**基本的には不使用であれば取消請求を免れることは困難**である点に留意が必要です。

類似事件との比較検討

上述したように、本判決の内容は他の類似判例とも軌を一にする部分と対照的な部分があります。まず、**不使用取消審判における商標使用の判断基準**については、「識別機能を発揮する使用を要する」とする必要説の立場が近年の主流であり、本件判決も知財高裁令和3年(行ケ)10076号「知本主義」事件⁷などと歩調を合わせています。これに対し、平成期の一部判例（前記「Le Mans」事件等）は不要説を唱えていましたが⁸、商標法の趣旨および実務運用からすれば必要説が妥当との見解が強まっています。最高裁の統一判断は未だ示されていないものの、**少なくとも知財高裁レベルでは必要説に立った審理が定着しつつある**といえるでしょう。

次に、**証拠の内容と量に関する比較**です。本件では原告が要証期間中のごく一度のセミナー実施を主たる根拠として勝訴しました。他方、例えば知財高裁令和元年7月30日判決（平成30年(行ケ)第10059号「QRコード」事件）では、特許庁審決が登録商標の使用事実ありとして取消請求不成立と判断したのに対し、その維持を求める原告の請求（商標権者側）を棄却しています¹⁹。同事件では、特許庁・知財高裁ともに登録商標「QR Code」の使用を認定しましたが、その際は**複数の証拠（商品に付された商標表示や取引実績等）の積み重ね**がありました¹⁹。これと比較すると、本件のように証拠点数が限られていても**一つ一つの証拠の蓋然性や信頼性を丁寧に評価すれば使用事実を認定し得る**ことが示されたといえます。もっとも、証拠が単発である場合には本件のように証拠同士や状況証拠を有機的に結びつけて主張することが不可欠です。原告はFacebookページ上での商標表示（「Value Investing Academy Japan」名義の投稿等²⁰）も提出しており、被告はそれが指定役務との関連で明確に使用された証拠ではないと反論しました²¹。結局、裁判所はFacebook上の表示よりも講演当日の使用に着目しましたが、**ウェブ上のプロモーション利用なども補強証拠として組み合わせることで裁判所の心証形成に資する可能性**があります。類似事例との比較から得られる教訓は、**できる限り多面的な使用実績を示すことが望ましいものの、たとえ限られた事例でもそれを裏付ける状況証拠を揃えれば十分戦いうる**という点です。

さらに、**取消審判請求の濫用・信義則違反に関する比較**では、前述の「BOAST」事件判決¹⁴¹⁵が特異な位置づけにあります。同事件は請求人と被請求人の間に不爭義務契約という特段の事情があったため請求が封じられましたが、これは**極めて例外的なケース**です。通常の競合他社間の関係では、不使用取消審判請求が権利濫用と認定された例はほとんど見当たりません。平成25年の「Fashion Walker」事件でも、請求人は商標権者から商品を仕入れて販売するオンラインプラットフォーム運営者でしたが、それ自体で請求が封じられることはありませんでした（むしろ争点はその流通業者による使用を商標権者の使用と見做せるかでした）²²。したがって、**類似事件の比較からは「使っていなければ原則取消し」という不使用取消制度の基本**

に変わりはなく、信義則の壁は極めて高いことが確認できます。本件のように請求人が元協力者であった場合でも、契約など法的拘束力ある約束がない限り、取消制度の適用を阻止するのは難しいでしょう。

商標審判・取消訴訟実務への示唆と教訓

本判決から得られる実務上の教訓を以下に整理します。

- ・**使用証拠の確保と提示:** 商標権者は、日頃から自社商標の使用記録を残し、不使用取消リスクに備える必要があります。本件が示すように、必ずしも大量の使用実績を要するわけではなく、**要証期間内の一度の使用でも、それが実際の取引に基づくものであれば権利維持に十分**です。しかしその一度を立証するために、**客観的なエビデンス（写真、日付入り資料、参加者の署名や証言、取引記録等）**をセットで用意することが肝要です。特にデジタル時代においては、ウェビナーやオンライン配信で商標を使用する機会も多いでしょう。そうした場合、**スクリーンショットやアーカイブ映像の保存、参加者ログの記録**など、後日証拠として提出し得る形で情報を残すべきです。なお証拠には公証人役場で日時証明を受ける等、改竄不能性を担保する工夫も考えられます。
- ・**商標的用法を意識した使用:** 権利維持のために使用機会を作る場合でも、**需要者にブランドとして認識される形での使用**を心掛ける必要があります。本件では略称ではなく正式名称で商標を表示し、サービス提供主体名として提示したことが勝敗を分けました。実務家はクライアントに対し、**広告や商品表示において商標を埋没させず明瞭に表示すること、また登録商標と異なる略称やロゴのみを使わず、可能な限り登録商標そのものを使用**することを助言すべきです。もしブランド戦略上どうしても別称や略語を使う場合、それが商標と社会通念上同一と認められるための資料（略称が周知であることの証明等）を用意することが望ましいでしょう。
- ・**特許庁審理と裁判所審理のギャップに注意:** 特許庁の審決は本件商標の使用を否定していましたが、裁判所で逆転しました^①。この背景には、証拠の解釈や重み付けの相違が考えられます。審判段階では提出証拠が十分でなかったり、その評価が厳格になされることがあります。**実務的には、審判段階でどこまで充実した立証を行えるかが重要**です。審決取消訴訟まで進めば追加主張・立証も可能ですが、時間と費用を要するため、**最初の審判で確実に勝てるよう証拠を揃える**ことが依然として望ましいと言えます。本件からは、特許庁が疑問視したような証拠（レイアウト不自然との指摘^⑤等）でも、裁判所においては他の状況証拠と合わせて評価され得ることがわかります。したがって、多少不完全に見える証拠でも**可能な限り提出し、トータルでの説得力を図る戦略**が有効です。
- ・**信義則・権利濫用抗弁の慎重な検討:** 審判請求側（商標権者側）が、取消請求を封じる最後の手段として信義則違反や権利濫用を主張する場合、その適用範囲は極めて限定的であることを踏まえる必要があります。本件原告は被告との関係性に言及しましたが、裁判所は使用有無の判断に集中し、この主張には深入りしませんでした。**実務上、信義則違反を主張するのであれば、少なくとも請求人が契約上の不爭義務を負っている場合など、明白に信義則に反する事情を立証できる場合に限られる**でしょう。それ以外の場合に濫用抗弁を展開することは、裁判所の心証を害するリスクもあるため注意が必要です。むしろ実務家としては、**取引先や共同事業者と商標に関する契約を結ぶ際に不使用取消請求の禁止条項を盛り込むなど、予防的に措置しておく**ことが重要です。不使用取消審判は誰でも請求できる反面、一度不使用が確定すると信義則で救済される可能性は低いため、**「使って権利を守る」原則に立ち返るのが最善**という基本に変わりはありません。

以上、本判決は不使用取消審判における商標の使用要件について、実務家にとって貴重な示唆を提供するものです。判例名・事件番号を明示すれば、「令和7年(行ケ)10052号『Value Investing Academy』事件判決（知財高裁令和7年10月21日）」として引用可能であり、特にセミナー・講演など役務提供の場面での商標使用の一例として参考になります。**商標法50条の適用場面では、「いかに使ったか」を具体的に示すことが生死を分ける**ことを、本件判決は改めて教えてくれたと言えるでしょう。その射程は、オンラインサービスが普及した現代において、一層実務上重要性を増すものと考えられます。

参考判例：

- 知財高裁令和7年10月21日判決（令和7年(行ケ)第10052号） 1 4 6
- 知財高裁令和4年2月9日判決（令和3年(行ケ)第10076号，「知本主義」） 7
- 知財高裁平成28年9月14日判決（平成28年(行ケ)第10086号，「Le Mans」） 8
- 知財高裁平成19年9月21日判決（平成18年(行ケ)第10225号，「LAB/SERIES」） 10
- 知財高裁平成25年2月28日判決（平成24年(行ケ)第10310号，「Fashion Walker」）
- 知財高裁令和4年3月25日判決（令和3年(行ケ)第10135号，「BOAST」） 14 15

1 2 3 4 courts.go.jp

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-94891.pdf

5 6 11 21 courts.go.jp

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94891.pdf>

7 近年の商標の判例について（その17）（弁理士 山本 進） | 弁理士法人バリュープラス・弁護士法人バリュープラス | 大阪

https://valueplus.gr.jp/jim/no055/article_02.html

8 10 19 newpon特許商標事務所 | 高裁判決（商標）

https://www.newpon.com/material/hanrei_tm/th_high01.htm

9 20 hanrei-pdf-94891.pdf

file:///file_00000000a38871faae90007bf07c027a

12 13 14 15 16 17 18 商標不使用に基づく商標登録取消審判請求が信義則に反し許されない場合 - Lexology

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=15eb2053-75ff-4fba-9840-4a7bfa116582>

22 知財高裁：商標権者との関係が不明な中間流通業者による商品の ...

<https://japan.marks-iplaw.jp/newsletter-164/>